

平成 29 年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行

平成 29 年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行に関し必要な事項を決定したので、不動産の鑑定評価に関する法律施行規則(昭和 39 年建設省令第 9 号)第 3 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 1 月 6 日

国土交通省土地鑑定委員会委員長 井出 多加子

	短答式試験	論文式試験
試験地	北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県 (注 1)	東京都、大阪府及び福岡県 (注 1)
試験期日及び時間割等	平成 29 年 5 月 14 日(日) 不動産に関する行政法規 10:00 ~ 12:00 不動産の鑑定評価に関する理論 13:30 ~ 15:30	(1)平成 29 年 8 月 5 日(土) 民法 10:00 ~ 12:00 経済学 13:30 ~ 15:30 (2)平成 29 年 8 月 6 日(日) 会計学 10:00 ~ 12:00 不動産の鑑定評価に関する理論 13:30 ~ 15:30 (3)平成 29 年 8 月 7 日(月) 不動産の鑑定評価に関する理論 10:00 ~ 12:00 不動産の鑑定評価に関する理論(演習) 13:30 ~ 15:30
	各試験とも(短答式試験が免除される場合は論文式試験のみ)、筆記の方法により行う。	
配受 付験 期願 間書	平成 29 年 2 月 13 日(月)から平成 29 年 3 月 10 日(金)まで (短答式試験が免除される場合も同じ。) 各都道府県主管課及び国土交通省(本省のみ)で配付する。 なお、「試験案内」も併せて配布する。(注 2)	
受受 付験 期願 間書 等	電子申請 平成 29 年 2 月 17 日(金)から平成 29 年 3 月 10 日(金)まで ・国土交通省オンライン申請システムにより受け付ける。(注 3) 書面申請 平成 29 年 2 月 24 日(金)から平成 29 年 3 月 10 日(金)まで ・受験者の住所地を管轄する各都道府県主管課において受け付ける。(注 4)	
官合 報格 公発 告表 及 び	平成 29 年 6 月 28 日(水)(予定) 国土交通省及び各都道府県に掲示して行い、併せて、国土交通省ホームページにも掲載する。 (各試験とも共通) (官報公告) 平成 29 年 7 月 7 日(金)(予定)	平成 29 年 10 月 20 日(金)(予定) (官報公告) 平成 29 年 11 月 2 日(木)(予定)

(注 1) 試験地は、受験者が希望する試験地を選択できる。申込後の試験地の変更は、原則として認められないが、当委員会が認めた場合に限り、申込後においても試験地の変更を認める。

(注 2) 受験願書の請求を郵送により行う場合は、角形 2 号(縦 33.2 cm、横 24.0 cm 程度)の返信用封筒(返送先住所を記入し、140 円分の郵便切手を貼付したものに限り)を「不動産鑑定士試験受験願書等請求」と赤字で記入した封筒に入れた上で、都道府県主管課あてに行う。

(注 3) 国土交通省オンライン申請システムを利用するためには、事前に利用申請手続が必要となる。

(注 4) 都道府県庁への持参による申請の場合は、受付庁の正規の執務時間内に提出されたものに限り、これを受け付ける。郵送による申請の場合は、受験願書受付期間内の日付の消印のあるものに限り、これを受け付ける。